

## 数次乗員上陸許可（出入国管理及び難民認定法第十六条）

- 2 入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。
- 一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもって当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。
  - 二 (略)

## 数次乗員上陸許可の要件等

- 【上陸許可期間】 当該船舶が本邦にある間
- 【出入国港】 本邦の出入国港であれば特に制限はなし
- 【対象となる乗員と船舶の関係】 当該船舶の乗員でそれと行動を共にする場合に限る
- 【乗員の管理】 船舶の長又は運送業者による乗員の管理が適正であること



## 運送業者の報告義務（出入国管理及び難民認定法第五十七条）

- 5 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。



船舶の長又は運送業者から数次乗員上陸許可の申請があつた場合において、船員の管理が適正に行われることが見込まれるなど、同許可を付与することが相当と認められるときは数次乗員上陸を許可することとなります。

例えば定期就航する船舶や複数回本邦に入港する予定のスーパーヨットの船員等が対象となります。